

【選抜基準をみる上での注意事項】

全日制 県立〇〇〇高等学校（〇〇科）

令和5年度入学者選抜

選抜の基本方針		学校選択問題を実施する場合は、この部分に記載しています。		学習の記録の得点については、各学年9教科5段階評定ですので、この例では45(点)×(1+1+2)=180(点)	
(1)して選抜する。 (2)に配慮する。		傾斜配点を実施する場合は、この部分に該当教科を記載しています。			
選抜資料					
○学力検査の扱い					[500点]
○調査書の扱い	学習の記録の得点	1年 2年 3年 (1 : 1 : 2)		(180点)	} [250点]
	特別活動等の記録の得点			(50点)	
	その他の項目の得点			(20点)	
○その他の資料	面接				[50点]
一般募集					
●第1次選抜（70%を入学許可候補者とする） （各資料の配点）				各高校は、調査書の得点の合計に、各高校が定めた係数を乗じて②の換算点を算出します。この例では「400/250」です。調査書の得点②を計算する場合は、この「400/250」を乗じることになります。小数点以下の端数は四捨五入することを原則としています。第2次選抜の⑥の得点も「600/250」を乗じて、同様に計算できます。面接及び実技検査の得点についても同様に計算できます。	
	①学力検査	②調査書	③面接	④合計	
	500点	400点	50点	950点	
学力検査と調査書の得点の比については、第1次選抜では4/6～6/4、第2次選抜では3/7～7/3の範囲の値になります。				「面接」を行う場合「⑦面接」欄に、この例では100点と示しています。「実技検査」行う場合「⑦実技検査」欄に〇〇点と示します。面接や実技検査を実施しない場合「⑦その他」欄に「実施しない」と示しています。第1次選抜の③欄も同様です。	
●第2次選抜（25%を入学許可候補者とする） （各資料の配点）				「第1次選抜における合計得点の一定の順位の対象に」とある場合は、第3次選抜の最初の段階で、選抜の対象を第1次選抜で用いた得点の一定の順位まで絞り込むことを意味しています。この記述がない場合は、残ったすべての者を対象に第3次選抜を行うことを意味しています。	
	⑤学力検査	⑥調査書	⑦面接	⑧合計	
	500点	600点	100点	1200点	
●第3次選抜（5%を入学許可候補者とする）				第1次選抜における合計得点の一定の順位の対象に、特別活動等の記録の得点で選抜する。	
調査書の扱いの詳細					
【特別活動等の記録の得点（50点）】				具体的な評価項目を記載しています。【その他の項目の得点】についても同様です。	
○学級活動・生徒会活動 ※以下の活動に対して得点を与える					
・生徒会長、生徒会副会長、その他生徒会役員など					
・各種委員会委員長、委員会副委員長					
・学級委員長又はこれに準ずるもの					
・その他評価できるもの					
○部活動 ※以下の活動に対して得点を与える					
運動部 全国大会出場、関東大会出場、県大会入賞、県大会出場、県選抜選手など					
文化部 全国大会出場・出展、関東大会出場・出展、県大会入賞など					
○調査書の「5その他」欄に記載された活動のうち、運動部・文化部に準じて評価できるものに対して得点を与える。					
【その他の項目の得点（20点）】					
○資格取得等 以下の資格を取得しているものに得点を与える。					
〇〇検定4級以上、〇〇検定3級以上、〇〇検定3級以上など					
第2志望				「第2志望」の欄には、「第2志望」や「第2志望に準ずる志望」に関することがらを記載しています。当該学科がない場合は「なし」としてあります。	
なし					
その他				「その他」の欄には、通学時間・通学距離の扱い、外国人特別選抜などの特別選抜に関することがらを記載しています。記載事項がない場合は「なし」としてあります。	
なし					

（注）第1次選抜、第2次選抜及び第3次選抜の人員については、同点者の扱いや、小数点以下の数値処理などの理由により、若干増減することがあります。